

LEDランプのJNLA試験

JEMIC は、JNLA登録試験事業者として認定されました。

省エネ法に基づいた電球形LEDランプのトップランナー規制では、製造事業者に対してパッケージ、カタログ等に全光束[lm]、消費電力[W]、エネルギー消費効率[lm/W]等の表示を義務付けています。また、全光束、消費電力につきましては、登録試験事業者が測定した結果を表示することになっています。

JEMICでは、電球形LEDランプの全光束及び消費電力の測定に対応いたします。
エネルギー消費効率につきましても参考情報として試験証明書に記載いたします。

**LEDランプ、
JEMICが試験します！**

電球形LEDランプのJNLA試験について

(1) 試験方法の区分の名称	照明器具電気的特性試験
(2) 試験の種類	全光束, 消費電力
(3) 試験方法規格	JIS C 7801の7
	JIS C 7620-2 附属書A
(4) 引用する規格	JIS C 8157

<電球形LEDランプの製品試験についてQ&A>

Q 電球形LEDランプはトップランナー制度の対象になるの？

A 電球形LEDランプの製造や製品の輸入を行う事業者が対象となります。また、委託による製造又は輸入を行っている事業者(委託元)も含まれます。

Q 登録試験事業者とは？

A 工業標準化法第57条第1項の規定に基づき登録を受けた者をいいます。

Q どのような電球形LEDランプでも製品試験を受けることが可能ですか？

A トップランナー制度では、口金が「E17」及び「E26」の電球形LEDランプが制度対象機器となります。

～ その他にも光計測器類の校正を数多く承っております。～

標準電球 : 分布温度標準電球, 光度標準電球,
全光束標準電球, 分光放射照度標準電球

照度計 : 1 lx ~ 3 000 lx

ろ光板 : 分光透過率, 視感透過率

蛍光ランプ : 直管形, 環形

LED素子 : 光度, 光束, 色度

■お問い合わせは、本社 校正サービスグループまでお気軽にどうぞ



日本電気計器検定所 標準部 校正サービスグループ

〒108-0023 東京都港区芝浦4-15-7 E-Mail : kousei-info@jemic.go.jp

TEL : 03-3451-6760 FAX : 03-3451-6910